

## 三重県発注の業務委託の入札に参加される皆様へ

## お知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の影響に配慮した総合評価方式の暫定運用について、下記のとおり暫定運用を変更します。

## 記

## 1 総合評価方式の暫定運用

(1) 総合評価方式の評価項目について、次表のとおり取り扱うこととします。

設計業務(高度・標準・難度)農業農村整備事業				
大項目	中項目	小項目	暫定運用(R2.4.17～)	暫定運用(R2.7.1～)
技術者要件	管理技術者及び照査技術者の技術力向上活動	農業農村工学会技術者継続教育機構CPDの参加実績	CPD参加実績対象年度	CPD参加実績対象年度
			平成30年度又は令和元年度(平成31年度) 【対象期間 2年間】	平成30年度から令和2年度 【対象期間 3年間】

## 2 適用

令和2年7月1日以降公告（通知）する案件から適用します。

## 3 令和3年度の取扱い

(1) 設計業務（農業農村整備事業）は令和3年度においても令和2年7月1日以降の暫定運用と同様の取扱いをします。

設計業務(高度・標準・難度)農業農村整備事業			
大項目	中項目	小項目	暫定運用(R3.4.1～)
技術者要件	管理技術者及び照査技術者の技術力向上活動	農業農村工学会技術者継続教育機構CPDの参加実績	CPD参加実績対象年度
			令和元年度から令和3年度 【対象期間 3年間】

(2) 測量・設計業務は令和3年度より下記のとおり暫定運用をおこないます。

測量・設計業務(高度・標準・難度)			
大項目	中項目	小項目	暫定運用(R3.4.1～)
企業の能力等	社会貢献度	人権に関する取組実績	人権研修受講実績対象年度
			令和元年度から令和3年度 【対象期間 3年間】

## 4 問い合わせ先

三重県 県土整備部 公共事業運営課 総合評価班  
電話 059-224-2696